

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

本法案提出の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定  
特に以下については必要な検討を行うことを規定

①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）      ②マイクロチップの装着の義務づけ



動物取扱業のさらなる適正化  
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

本法案の主な内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化  
2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示  
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
  - ・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物同士の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
  - 殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
  - 虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合等を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①保健所等における殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④施行後5年を目的に必要措置を講ずる検討条項